

2018年2月14日

沖縄県自立支援協議会 様

沖縄大学 島村 聡

自立支援協議会における意見

1 相談支援体制について（相談支援・人材育成部会関係）

①計画相談支援の標準件数

平成30年度より標準件数として想定35件程度が導入され、過数に減算が見込まれる。相談支援専門員の配置数について圏域ごとに議論しておく必要がある。

②モニタリング頻度の増

一定条件の下にモニタリングの回数を大幅に増やし明示する方向である。行政に対する報告を求め、チェック体制が強化される。行政との連携強化について各市町村の自立支援協議会にて確認しておく必要がある。

③基幹相談支援センターの役割強化

モニタリングの報告を市町村が基幹相談支援センターに委託できることになり、主任相談支援専門員による相談支援専門員指導が行われる。基幹相談支援センターの整備とともに人材の養成が急務となる。次年度の部会において議論を深める必要がある。

2 人材の確保について（相談支援・人材育成部会関係）

沖縄県高齢者保健福祉計画においては、福祉介護人材の確保について議論の末、相当量のページを割いた。障がい分野においてもヘルパーを中心とした人材不足が深刻である。今後、人材確保についてどこでどのように議論するのか、検討すべきではないか。

3 就労定着支援について（就労支援部会関係）

平成30年度より新たな訓練等給付として就労定着支援事業が開始される。新年度のテーマとして圏域ごとの就労定着目標を設定して、同事業の指定の推進および進捗管理を行っていく必要がある。

4 地域移行・定着について（住まい・地域支援部会関係）

①グループホームのミスマッチや賃貸住宅探しの改善など課題が多く、居住サポート事業の改善にも注力が必要ではないか。

②地域生活支援拠点の整備や平成30年度から導入される自立生活援助を含めて、地域生活を支えるサービスの強化について圏域で議論する必要がある。

5 差別・虐待防止について（権利擁護部会関係）

①2017年度は権利擁護部会では実質論議ができていない。計画通り次年度早々の開催を求めたい。

②事業所における差別解消や虐待防止のために、民間のオンブズマンや評価機関をメンバーに加えて実践的な方策を立てる必要がある。